



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 1
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課） 1
- 県道の供用の開始（道路管理課） 2
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除（海岸防災課） 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課） 3
- 公有水面埋立しゅん功認可（港湾課） 7

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 7
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） 9
- 宅地建物取引業者に対する業務停止命令（建築指導課） 9
- 宅地建物取引業者に対する免許の取消し（建築指導課） 10
- 開発行為に関する工事の完了・6件（建築指導課） 10

告 示

沖縄県告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、屋敷原地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和6年4月15日から同年5月15日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、更竹地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和6年4月15日から同年5月15日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
 また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和6年4月12日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 那覇宜野湾線
- 2 供用開始の区間 浦添市伊祖三丁目801番2から浦添市牧港二丁目779番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年4月12日

沖縄県告示第183号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 基本測量を実施した地域 石垣市及び竹富町
- (2) 基本測量を実施した期間 令和5年5月8日から令和6年3月18日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基準点現況調査）
- 2 (1) 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- (2) 基本測量を実施した期間 令和5年5月8日から令和6年3月18日まで
- (3) 作業種類 基本測量（復旧測量）

沖縄県告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田嘉里(1)	大宜味村字田嘉里のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
根路銘(5)	大宜味村字根路銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
白浜(2)－1	大宜味村字白浜のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田嘉里(1)	大宜味村字田嘉里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
根路銘(5)	大宜味村字根路銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
白浜(2)－1	大宜味村字白浜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
田嘉里(1)	大宜味村字田嘉里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田嘉里(2)	大宜味村字田嘉里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田嘉里(3)	大宜味村字田嘉里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田嘉里(4)	大宜味村字田嘉里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
謝名城(1)－1	大宜味村字謝名城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
謝名城(1)－2	大宜味村字謝名城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
謝名城(2)	大宜味村字謝名城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
謝名城(3)	大宜味村字謝名城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
謝名城(4)	大宜味村字謝名城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜如嘉(1)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	に示す区域		
喜如嘉(2)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜如嘉(3)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜如嘉(4)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜如嘉(5)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜如嘉(6)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜如嘉(7)ー 1	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜如嘉(7)ー 2	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜如嘉(8)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
饒波(1)	大宜味村字饒波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
饒波(2)	大宜味村字饒波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
饒波(3)	大宜味村字饒波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
饒波(4)	大宜味村字饒波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大兼久	大宜味村字大兼久及び字大宜味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大宜味	大宜味村字大宜味及び字大兼久のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根路銘(1)	大宜味村字根路銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根路銘(2)	大宜味村字根路銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根路銘(3)	大宜味村字根路銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根路銘(4)	大宜味村字根路銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根路銘(5)	大宜味村字根路銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
塩屋(1)	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
塩屋(2)	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
塩屋(3)	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	示す区域		
塩屋(4)	大宜味村字塩屋及び字屋古のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
塩屋(5)	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
塩屋(6)－1	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
塩屋(6)－2	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋古(1)－1	大宜味村字屋古のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋古(1)－2	大宜味村字屋古のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋古(2)	大宜味村字屋古のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田港(1)	大宜味村字田港のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田港(2)	大宜味村字田港のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大保	大宜味村字大保及び字白浜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(1)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(2)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(3)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(4)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(5)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(6)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宮城原	大宜味村字宮城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安根－1	大宜味村字上原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安根－2	大宜味村字上原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
押川(1)	大宜味村字押川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
押川(2)	大宜味村字押川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
押川(3)	大宜味村字押川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	示す区域		
白浜(1)	大宜味村字白浜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
白浜(2)－1	大宜味村字白浜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
白浜(2)－2	大宜味村字白浜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
塩屋302－A09－01	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
塩屋302－A09－02	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
屋古302－A09－03	大宜味村字屋古のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
塩屋302－A09－06	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
塩屋302－A09－07	大宜味村字屋古のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
上原302－A09－08	大宜味村字上原及び字根路銘のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
塩屋302－A09－10	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
饒波302－A10－01	大宜味村字饒波のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
押川302－A10－02	大宜味村字押川のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
喜如嘉302－A10－03	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
喜如嘉302－A10－04	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
謝名城302－A10－05	大宜味村字謝名城のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
大兼久302－A10－13	大宜味村字大兼久のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
謝名城302－A10－14	大宜味村字謝名城及び字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
津波302－A14－20	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
津波302－A14－31	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
根路銘302－B09－09	大宜味村字根路銘のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
饒波302－B10－16	大宜味村字饒波のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第187号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

令和6年4月12日

兼城港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 令和6年3月25日 沖縄県指令土第247号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 久米島町字嘉手苺和田841番6の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ昭和56年秋分の日の日満潮位（D.L.+1.74メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点ガラサー山（北緯26度20分30秒4657、東経126度45分00秒9243）から126度31分41秒894.20メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から175度53分52秒100.09メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から85度53分56秒27.28メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から40度53分26秒4.49メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から130度53分02秒3.23メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から40度53分50秒100.30メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から310度53分50秒93.23メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から220度19分58秒3.24メートルの地点
 - (3) 面積 8,805.82平方メートル
- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成26年12月19日 沖縄県指令土第1324号
- 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 久米島町

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和5年11月7日
 - (2) 商号名 安岡建設株式会社
 - (3) 代表者名 大村光昭
 - (4) 所在地 那覇市字天久918番地6
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-4）第5214号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和5年11月7日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和5年11月7日
 - (2) 商号名 上宮工業
 - (3) 代表者名 上原直久
 - (4) 所在地 与那原町字与那原894番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第13873号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年11月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和5年11月9日
- (2) 商号名 池原建設
- (3) 代表者名 池原健二
- (4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根956番地4
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第10167号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年11月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和5年11月13日
- (2) 商号名 有限会社砂川興業
- (3) 代表者名 砂川健
- (4) 所在地 石垣市字真栄里257番地10
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第7623号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年11月13日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和5年11月13日
- (2) 商号名 邦建設
- (3) 代表者名 與儀邦光
- (4) 所在地 宮古島市平良字西里946番地5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第10733号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年11月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和5年11月15日
- (2) 商号名 株式会社うるま工業
- (3) 代表者名 栗國朝和
- (4) 所在地 うるま市字赤野847番地3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第12788号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年11月15日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和5年11月15日
- (2) 商号名 神里工業株式会社
- (3) 代表者名 神里要
- (4) 所在地 沖縄市比屋根四丁目2番10号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4)第14413号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年11月15日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和5年11月16日
- (2) 商号名 有限会社リード企画
- (3) 代表者名 島袋正則

- (4) 所在地 那覇市首里崎山町1丁目37番地1 眞眞アパート101号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第10853号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年11月16日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和5年11月16日
(2) 商号名 株式会社島袋工業
(3) 代表者名 島袋茂雄
(4) 所在地 沖縄市越来三丁目22番6号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4) 第12809号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年11月16日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和5年11月17日
(2) 商号名 DCTホールディングス株式会社
(3) 代表者名 大城智子
(4) 所在地 宜野湾市真栄原三丁目19番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第11581号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年11月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、与那原町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 東浜地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、与那原町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 東浜地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項第2号の規定により、次のとおり宅地建物取引業者について業務の停止を命令した。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 カフーシー株式会社 新里よしみ
- 2 事務所の所在地 うるま市勝連平安名2701番地1
- 3 免許年月日及び免許証番号 令和3年6月1日 沖縄県知事(1) 第5300号
- 4 業務停止の内容及び期間
 - (1) 内容 業務の全部停止
 - (2) 期間 令和6年4月17日から同月26日まで

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条の規定により、同法第3条第1項の規定による免許を次のとおり取り消した。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 株式会社アルファ開発 座間味英美
- 2 事務所の所在地 沖縄市安慶田二丁目19番11号
- 3 免許年月日及び免許証番号 平成31年3月5日 沖縄県知事（1）第4991号
- 4 免許の取消し年月日 令和6年3月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年3月28日 沖縄県指令土第309号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北浜和宇慶北浜原61番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字北浜87番地 仲松敬子
- 5 検査済証番号 令和6年3月13日 第4931号
- 6 工事完了年月日 令和6年1月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年10月17日 沖縄県指令土第734号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平慶原1095番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字上間289番地1 セレクションコート301 松堂智
- 5 検査済証番号 令和6年3月18日 第4932号
- 6 工事完了年月日 令和6年1月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年2月24日 沖縄県指令土第55号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波東原300番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市安波茶三丁目24番6-104号プレジオトウメ 金城和希
- 5 検査済証番号 令和6年3月18日 第4933号
- 6 工事完了年月日 令和6年3月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年7月31日 沖縄県指令土第614号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平仲瀬原302番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平646番地1アカネ荘301 北村有希子
- 5 検査済証番号 令和6年3月21日 第4934号
- 6 工事完了年月日 令和6年3月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年10月10日 沖縄県指令土第770号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字与那城仲那覇190番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字我謝712番地の2（コンフォート西原205号） 喜瀬恵
- 5 検査済証番号 令和6年3月28日 第4936号
- 6 工事完了年月日 令和6年1月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年4月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年8月18日 沖縄県指令土第668号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋久間良原855番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字安谷屋137番地棚原アパート201号室 宮里憲一
- 5 検査済証番号 令和6年4月1日 第4937号
- 6 工事完了年月日 令和6年3月4日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
---	---